

2021年福島県沖を震源とする地震により被災された地域にお住まいの皆さまに対する

電気料金の特別措置について

2021年2月18日

大和ライフエナジア株式会社

このたび福島県沖を震源とする地震に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの地震の影響で災害救助法が適用された都道府県および隣接する地域のうち、お申し出いただいたお客さまに対して、以下のとおり電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

<特別措置の申込方法>

弊社による特別措置の対象地域で被災されたお客さまからのお申し出に応じて特別措置を適用させていただきます。特別措置の適用をご希望されるお客さまは、お手数ですが弊社コールセンターまでご連絡ください。

【コールセンター】

0120-49-7133 ※一部IP電話からは03-5549-7133へお掛けください。

受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後6時

<特別措置の内容>

1.支払期日の1ヵ月延長

2021年1月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限り）、2021年2月分、3月分および4月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

2.不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

3.被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2021年8月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

<特別措置の対象地域> (2021年2月13日時点)

<災害救助法適用日：2月13日>

■災害救助法適用対象市町村（17市町村）

福島県：福島市，郡山市，白河市，須賀川市，相馬市，南相馬市，伊達市，本宮市，伊達郡桑折町，伊達郡国見町，岩瀬郡鏡石町，大沼郡会津美里町，双葉郡広野町，双葉郡檜葉町，双葉郡富岡町，双葉郡浪江町，相馬郡新地町

■隣接市町（1市町村）

栃木県：那須郡那須町

■上記適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

お客さまコールセンター

TEL **0120-49-7133**

営業時間：9：00AM～6：00PM／土日祝日を除く

一部IP電話からは03-5549-7133へおかけ下さい